| | 内閣府(関係府省における予算編月 | 귨過程での検討を求める提案) ────── | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--------------------------|------------|--|
| ### Company of the Co | 管理 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | | 根拠法令等 | | 団体名 | 回答欄(各府省) |
| 会議権制力 日本 | 管理 番号提案事項 (事項名)35B 地方に対す る規制緩和その他 ワークシステム でのDV等被害 | 各市町村の「住民記録システム」 に記録されているDV等支援対象 者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認 情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間 及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。 に問題】 ・市町村では、で共有とれているものである。 で共有とれているものである。 | 一制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステ本間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(マ)が設けられているを使って、DV等の加害者が、元同世帯だった被害者の避難先の屋できるおそれがある の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報に、住所情報を秘匿する対応を求めている。(不開示コード、不開了、自動応答不可フラグの設定) 、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内イナンバーの秘匿対応を実施している。(市町村間での情報共ていない) 存県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等にいない) 存県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等にない) では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等にないができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐に被害者からの申出の情報については、文書で関係課等と共有をのの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑で | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) 改善策】 各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」との本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させるとで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る | ・住お支1(3条4)条・号(1係設対年(2係設付月(3)とる成絡(4係設に)を持ている。 ・住け援住第第 本等 本等 本等 本等 本等 本の2、2、配第) との2、1(3)条(4)条・号(1)のる定に14マ機意年 を表別の2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、 | ·関係府省 内閣総警、 「生労働省」 | 島根県、中国 | 照合析 表別 |
| る規制緩和 における補助区 分を細分化する等より受入実態 が、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情 に即した制度とすること。 における 内・時預かりの実施施設の 増加及び子育で支援の充実につながら、本の人件費相当額となるようになれば、一時預かりの実施施設の増加及び子育で支援の充実につながる。 (一般財源をあて、一定額の主人が適正に見直されることで、受入れの促進及び事業の安定的な運営が図られる。 (一般財源となるようになれば、一時預かり事業施のための職員の父子のにが大き、、地方の実施施設の 単加及び子育で支援の充実につなが、、神助基準額の区分でにから、利用見重数が安といめ、利用児重数の区分でにた額だけでは、雇用を継続できないため、市の一般財源をあて、一定額がよっている。基本額に、利用者数に応じた加算額を合計する仕組みに変更し、保育士の人件費相当額となるようになれば、一時預かりの実施施設の増加及び子育で支援の充実につながる。 (一般財源をおくいる。とか、の職員の父子のにが大き、かの、対理の対理は基準額が過大に見えるが、一時預かり事業施のための職員の人件費を割案とた場合にやむをえない点もあると考えている。しかしながら、補助基準額の区分をより細分化する | る規制緩和 安全 宅」借り換えの | 手数料などは被災者負担、かって、現在より家賃が低い物件への転居については、自己都合によるものであっても「借上型仮設性活がある程住宅」の借り換え(特に被災地域である真備町内)を可能とできるような運用を望む。 | 込み世帯も非常に多かった(3,000世帯超)ため、不動産業者は にいまでも応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約 にい数多くあった。 選度落ち着いてから、通勤・通学や買い物の利便性を求め転居しが上がっている。また、被災から1年近く経過し、被災地域であ アパートも復旧してきており、より自宅に近い場所への借り換え もとがっている。 これでは、まり自宅に近い場所への借り換え はもとがっている。 これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、 | ば、市内外に点在する借上型仮設住宅から通学に片道1~2時間かかっている小中学生の通学時間短縮など、被災者の負担軽域につながる。また、より家賃の低い物件への借り換えを前提とするので、国費の支出抑制の効果も期待できる。市としても、真備で内への転居を促すことで、通学バス便数を抑えられるなど、公費負担の抑制につながるほか、被災地の人口流出に歯止めをかけられるものと考える。被災地に住民が戻り、被災地のアパートが足足することは、地域振興や被災地の事業者に対する経済支援 | 災害救助法 | 内閣府 | 倉敷市 | 市、石川県、多 治見市、八尾 市、愛媛県、宇 和島市、宮崎市 の被災者からのよりバリアフリーに対応した住宅に住み替えたい等、住み替えに係る要望があったが、現行制度において、原則住み替えを認めていないため、要望に対応できなかった。 〇借上げ型仮設住宅制度は、スピーディーに入居が可能なとても良い制度であるが、被災者自身が物件を検索する必要があり、発災後の混乱時に、情報端末や自動車等がない状態やそれらを使えない方などは、希望に合う物件を検索することができず、限られた条件の中でやむを得ず、希望とは異なる物件で契約したというケースは多く存在した。また、契約後に、より希望に近い物件が見つかり、転居したいという要望も多く寄せられた。個別事情を聴取すると、少ない部屋数に多人数で入ってしまった、被災前に住んでいた所から遠い物件しかなかったなど、住み替えを認めることができれば、解消できる事項が主であった。 〇個々の生活再建状況の変化にあわせ住まいのニーズも変化していく中で、借り換え等のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応できる |
| | る規制緩和 における補助区 | ☑ 分を細分化する等より受入実態 が、その利用 | 児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情 | 事業者による受け入れの促進及び安定的な経営が確保できる。 | 児童福祉法、子ども・子 | 働省 | 米子市 | 市、豊橋市、鳥 取県 の年間延べ利用人数が一桁である。年間延べ利用児童数に基づく区分の細分化をし、実情に合わせた基準とすることで、施設における 体制や地域のニーズを把握することができる。 〇一時預かり一般型は保育士を確保しておかなければならず、補助基準額の区分に応じた額だけでは、雇用を継続できないため、市の一般財源をあて、一定額の補助を行い運営がなされている。基本額に、利用者数に応じた加算額を合計する仕組みに変更し、保育士の人件費相当額となるようになれば、一時預かりの実施施設の増加及び子育て支援の充実につながる。 〇補助基準額の区分が適正に見直されることで,受入れの促進及び事業の安定的な運営が図られる。 〇利用児童数に基づく補助基準額の区分の幅が大きいため、利用児童数が少ない場合の補助基準額が過大に見えるが、一時預かり事業実施のための職員の人件費を勘案した場合にやむをえない点もあると考えている。しかしながら、補助基準額の区分をより細分化する |

| | | | | のとは、CON CON CONC CONC CONC CONC CONC CONC C | | | | | | | | |
|----|------|------|-----------------|--|---|-----------------|-------|-------|--------|---|----------|--------|
| 管 | ∄ | 提案区分 | 提案事項 | 求める措置の具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 制度改正による効果 | 根拠法令等 | 制度の所管 | 団体名 | その他 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | 同文概(久在少) | 所管部署• |
| 番 | 区分 | 分野 | (事項名) | 水の合相直の具体的内容 具体的な文件事例 | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | (依拠 <i>运</i> 节等 | •関係府省 | 凹体石 | (特記事項) | 団体名 支障事例 | 回答欄(各府省) | 担当者連絡先 |
| 14 | B規制緩 | 対する | 設住宅」の借り換えを柔軟に運用 | 借り換え要件に関して、家賃減額又は同額となり、かつ転居にかかる費用(引っ越し費用、敷金本金、仲介手数料等)は自己負担とする場合については、公費負担が増大することは無く、災害である場合については、公費を表する場合については、公費を表する場合については、公費を表する場合については、公費を表する場合については、公費を表する場合については、公費を表する場合については、公費を表する場合については、公費を表する場所がほとんどないた。 | から離れて点在する借り上げ型仮設住宅からの通勤・通学時間の短縮など、被災者の負担軽減につながる。 家賃の低い物件への借り換えの場合は、国費の支出抑制の効果も期待でき、転居を促すことにより、通学バスの便数や走行距離 | 災害救助法 | 内閣府 | 中核市市長 | | 類質川市、埼玉 ○僧上げ型仮設住宅制度は、スピーディーに入居が可能なとても良い制度であるが、被災者自身が物件を検索する必要があり、発災後 開、、当期時市、八 尼市、学和島市 中でやむを得ず、希望とは異なる物件で契約したというケースは多く存在した。また、契約後に、より希望に近い物件が見つかり、転居したいという要望も多く寄せられた。個別書を聴取すると、少ない都屋数に多人数で入ってしまった、被災前に住んでいた所から遠い物 件しかなかったなど、住み替えを認めることができわば、解消できる事項がであった。 ○震災当初、避難者から借り換えについての相談があったが、原則借り換え不可の為、断ったケースが多数あった。被災地より転居し土 地勘、時間のない中で希望の条件にマッチした物件を探すのは難しい。住み替えの規制を緩和することにより、避難者の生活へのストレ スを軽減し、安心した生活を提供できると考える。 ○個々の生活再建状況の変化にあわせ住まいのニーズも変化していく中で、借り換え等のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応できる よう行政支援を見直していくことは必要であると考える。 | | |

| 提案区分 | | 制度改正による効果 | | 制度の所管 | | その他 | く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> |
|----------------------------|---|--|--------------|------------------|--|--------|---|
| 区分 分野 (事項名) | 求める措置の具体的内容 具体的な支障事例 | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | •関係府省 | 団体名 | (特記事項) | |
| る規制緩和 交付金制度の 対象分野・交付 | 地方創生事業について、地方が 自身の創意工夫によって主体的 方改革、まちづくり〉への該当や地域間連携や複数の政策自的を持つなど がか安定的「取組めを進められ、結果性を有する事業でなければ採択されないなど、地方の主体的な取組 を促すものになっているとは言い難い。 会し、地方負担の軽減や対象 を促すものになっているとは言い難い。 実体的には、①対象分野の拡大 ②地域再生計画作成の簡素化 ③交付金帳途の制約の緩和を 図られたい。 のとれたい。 のとれたい。 のとなると、事務を担めたが、のでは職員旅費についてはトップセールスに伴随行派費のかが対象となり、「大阪府プロフェッショナル対戦略と拠点を 業など、事業推進のために必要な職員の出係であってもその旅費が交付 の対象と認められない。また、移住・企業、就業タイプにおいては個人給付 で認められている一方、を駆りず、機展閉タイプには、各種事業の参加者 人に対する旅費やインターンシップなど企業の個人向け給付に関する補助なども対象にならないなど、その使途に制約があるため、対象の拡大や緩を図られたい。 | の 方創生の一層の推進が図られる。 5 事金 が 金 | 地方創生推進交付金制度 | 内閣府 | 大県京市神山県関合、下水・海の大川の大川の大川の大川の大川の大川の大川の大川の大川の大川の大川の大川の大川の | | 之前温、福田 ○文代金の対象を基については、CRAQUEL は別具体制を対すなど上大き合いでいるとは対かが、ファスイイア・ススイナースのことも多く制作され、 |
| る規制緩和 安全 おける「救助」 範囲への家屋 | ②害教助法で「教助」として規定 ②きれている応急仮設住宅の供与 図を行うための終究として、罹災証 明書の寄行業務(その前とな) な家屋被害忍定調査を含む)に 要する経費を災害教助費の対象 とすること。 (で変) は、災害教助費の対象とす。 変) ないまして、発変して、金元変し、金元変して、金元変し、金元変し、金元変し、金元変し、金元変し、金元変し、金元変し、金元変し | で 書 こ こ こ で 書 ここ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ | ·災害救助法施行令第3条 | | 兵県京府戸県県徳広東京市堺、和鳥県連県都、市奈歌取、合道、阪神、、良山県関 | | 川城市、多色景(〇甲成30年7月最初に対いて、豊田では、繁星城曹松宇衛型について、5日間原面(2名)及び3日間原面(2名)についての定量経代象 市、設備、銀 (現は、1450時代を長い、北陸赤ららの当市に対する支払銀は、2017年代とっており、負担が大きかった。 のでは2018年代を対していまった。ではなるとではからた。多ののと対象を自然が大きでは2018年のように対しては、2018年の場合となる が経済が生まった。ではなるとでは2018年では10分割では2018年では10分割を10分割では10分割では10分割では10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を |

| 閣府(関係府省における予算編♪ ┃ _{提案区公} | | 木/ | | | | | | ノンカルサロ担安国はひが火き国は体がとことがも 大陸市内(それもの)と | | |
|--------------------------------------|--|--|---|--|----------------|--|-----------------------------|--|----------|---------------|
| 提案区分 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管 ・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | 回答欄(各府省) | 所管部署 担当者連絡 |
| ついての支援: | いて、同一の災害により被害を 受けた全ての地域が平等に支援 対象とすること。 住民の生活の安定と被災地の速 やかな復興を可能とするため、 全壊及び大規模半壊に加えて、 各種災害において多数発生して いる半壊世帯も支援対象とする こと。 【文成 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数をに適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯は市町村で10世帯以上発生したことなどが適用要件となっている。この、同じ災害による同じ被害であっても住所地により法の支援対象とならな合がある。 法の目的に鑑みると、半壊世帯も支援対象とする必要があるが、現行では支援対象とされていない。 知事会も平成30年11月に、①支給対象を半壊まで拡大すること、②一域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災を支援の対象とすることを提言している。 章事例】 30年7月豪雨災害において、兵庫県内では10世帯の全壊被害が発生し戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。 、平成21年台風第9号災害においては、全壊189世帯、大規模半壊306に対し、半壊659世帯となり、法制度の支援が受けられない世帯が多く | 支援が平等に行われることとなる。 各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とするこ | 法第2条第2号 •被災者生活再建支援 | | 兵県京府戸県徳広東京市堺、島域東京市和取、合名、海域、海域、南、市和取、合名、東京市の東京市の東京市の東京市の東京市の東京市の東京市の東京市の東京では、東京市の東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、 | | □検索・ | | |
| | 項に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所入)を基本単価に組入れる。 | であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。 | 向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。 | |] 学省、厚生労働 | 事会案 | 1.州地方知事会共同 下 事務局:大分県) | 提 秋田県、川崎 市、景田市、大 阪市、南あわじ 市、毎年 、大 阪市、南あわじ 市、島根 、 | | |
| B 地方に対する規制緩和 労争全 災害救助法に係る一般基準見直し | の 方法及び期間並びに実費弁償 の基準における避難所開設期間 の見直し いうな 別しめ 日るに 担模な 状閣 院議 に おいっこ とり は 様 な 状閣 協議 | 救助法では、救助費用の限度額や救助期間等の基準(以下「一般基準」が が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特準を定めることができることとしている。、一般基準の範囲内で救助が実施できることは少なく、特別基準を定ことの方が多い。例えば、避難所の設置に係る救助期間は、災害発生のら7日以内とされているが、当県ではこれまで、避難所が7日で閉鎖されにはほとんどなかった。このように、一般基準が現状に合っていないことり、本来の救助事務以外に事務量が増大し、県及び市町村担当者の負なっている。また、当該基準は従うべき基準であることから、自治体の規制に応じた柔軟な設定が不可能である。・特別基準の協議の流れはおおむね次のとおり。①避難者数や救助の等から市町村へ期間延長の要否、必要な期間及び根拠等を照会②内防災へ電話にて協議。確認事項等あれば再度市町村へ問い合わせ③結果を応援先都道府県、市町村へ伝達。の理由から、昨今の救助実態をもとにした避難所開設期間の見直しをる。 | により、災害救助法に係る事務の負担が軽減され、被災者の保護や救助といった本来業務をより充実させることができる。 | 災害救助法第4条第3 項 災害救助法施行令第3 条第2項 内閣府告示第228号第2 条第1号へ | | 長野県 | | 多治見市、鳥取 ○平成26年台風第11号に係る災害教助法適用に際して、当県でも教助期間の延長を行った。近年多発している大規模災害時には、相 県、徳島県、熊 本県 応の事務負担が見込まれ、本来の教助業務への圧迫が予想される。 ○局取県中部地震では超難所の設置で最長51日、住宅の応急修理に183日要しており、災害の規模によっては一般基準を大きく超えることとなっており、昨今の災害の規模を勘案すると従来の一般基準ので教助が終わらないことから、実態を踏まえた一般基準の見直しをすべきである。 ○平成28年熊本地震では、いわゆる一般基準を超える応急教助に関しては、東日本大震災等において認められた応急教助であっても、災害教助法施行令第3条第2項の規定により個別に協議を行う必要があったことから、特別協議を行い、対応していただいた。しかし、県の教室の余地がな、仮設住宅の仕様に関する協議に応間を要するとともに、被災した避難所の修繕費、県外ドクターへりの運輸経費や超難者の入浴施股への移送経費等についても協議が必要となるなど、被災地の場所に応じた迅速対応が困難な状況もみられた。 ○災害教助法の適用対象となる災害が発生した場合、同法の一般基準で定める7日以内で避難所を閉鎖することは難しいと考えられるため、対象期間の見直しを検討する余地はあると考える。 | | |

| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | んだ。「この人の一という」には | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------------------------|-------|------------------|--|--|---|------------|-------------|---|--------|-----------------|---|----------|--------|
| 管理 | 提案[| 区分 | 提案事項 | * 4.7.世界 0.8.4.4.4.中 | 日体化大士唯有加 | 制度改正による効果 | 担地法人体 | 制度の所管 | | その他 | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 所管部署• |
| 番号 | 区分 | 分野 | (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | •関係府省 | 団体名 | (特記事項) | 団体名 | 支障事例 | 回答欄(各府省) | 担当者連絡先 |
| 239 | 3 地方に対する規制緩和 | 医療・福祉 | 「賃借料加算」の地域区分の適正化 | の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。 例が、心臓がが、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、心臓が、が、が、が、 | 各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確で本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏の平均の1.9倍である算区分はb区分となっている。では、賃貸物件を活用した保育所等の整備が極めて有効であるが、加算が実態と合っていないことが、市内中心区における保育所等の進まない要因の1つとなっている。建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態で、仮に整備がなされた。、結果的にその施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人件額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加額と実際の建物借料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補係と実際の建物借料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補助における保育所等への賃借料支援事業」があり、本市でも今度から実施すべく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超えないの間に不平等が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業、長期にわたる差額の補てんが確約されるものではない。事業運営のを担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公定価格で措置され | の処遇改善にもつながる。また、都心部での賃貸物件を活用した保育所整備が促進される。 | 利用保育、特別利用教 | 働省 | 大府大市神山県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | | 市、愛知県、高 槻市、南あわじ | ○現状要望等はないが、保育士の処遇改善や施設整備の現状を考慮すると、市町村ごとの設定が適正であると考える。 ○地域区分ごとに加算額が定められているが、実勢価格と乖離しているため、市町村間で運営費に差が生じている。 ○当市は、賃借料加算の加算区分がa地域ではあるが、賃借料加算が実態とかい離しており、特機児童の多い地域では、保育所の設置を進めるにあたり、独自に建物賃借料の補助を行わざるを得ない状況があるが、財政的負担が非常に大きくなっている。また、「保育対策総合支援事業者補助金」の「都市部における保育所等への賃借料支援事業」は、賃借料が賃借料加算の3倍を超えることが補助の要件となっているが、3倍を超えるかろかが入所者数により変動するなど、補助が確約されるものではないため、安定性、継続性の観点から、自治体にとっても、事業者にとっても不確実性が高く、活用しづらい制度となっている。 | | |

警察庁(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| 管理 | 提案区分 | | * 4 7 ## 2 5 8 4 4 4 5 | 日体私火于吃去吃 | 制度改正による効果 | 4□ 1hn >4 ∧ 64 | 制度の所管 | | その他 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 所管部署• |
|--------|---------------|------------------|---|--|--|--|-----------------|--------|--------|--|----------|--------|
| 番号 | 区分 | 野(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | •関係府省 | 団体名 | (特記事項) | | 回答欄(各府省) | 担当者連絡先 |
| 35 B & | 地方に対す 規制緩和 | ワークシステ でのDV等被 | 者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。 | ・マイナンバー制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステム上の自治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(* | 象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」と連携させる 認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させる ことで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る | 支援措置 (1)住民基本台帳法第11 条、第11条の2、第12 | 庁、総務省、厚 生労働省 | 島地方知事。 | | 係谷市、神奈川 (OD)・葡萄香の単出作数は本々増加しており、各番市区町村間のやりといき文書による手作業でおこなっているため規模な実施となって、 果、川崎市、長 (A)・ (1.93 大 - A)・ (1.93 大 - | | |

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| 提案区分 提案事項 | | 制度改正による効果 | In the state of the | 制度の所管 | | その他 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | ──────────────────────────────────── |
|-------------------------------------|---------------------------|---|---------------------|--------------------|-----|--------|---|----------|--------------------------------------|
| 区分 分野 (事項名) | 求める措置の具体的内容 具体的な支障事例 | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | •関係府省 | 団体名 | (特記事項) | 団体名 | 回答欄(各府省) | 担当者連絡 |
| る規制緩和 ワークシステム でのDV等被害 | ト 告、市町村の「住民記録ンステム」 [現状] 日 | がは組み(マの避難先のの避難先のの避難先のというとで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る 一市町村内の情報共 とめ、DV等を行わな 判明する恐 | | · 广、総務省、 「生労働省」 | | | 勝合市、寿参川 〇DV教育者の申出作数は年々増加に下おり、長来市医町村間のやUと形文書による手作業でおよなっているため類様な業者となって 駅川 川南市、東 成者市、赤名、 (2) 10、住民東と戦助して・核著者が60多がある。現状、(1) を住また数さいアメル、交を発むシステム、(2) 10 特別 では、(2) では、(2) では、(3) では、(3) では、(3) では、(4) では、 | | |

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| | 시전/ 다 다 다 네 | .//i E100017 | יו דכנים | | 小の も足木/ | | | | | 1 | | | | |
|----|---------------------|-----------------------------|-----------------------|--|--|--|---|--------------------------|---|--------------------------|--|--|----------|-----------------|
| 管番 | 理 提案区分 区分 | 提系 | 英事項 項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管 ・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | 団体名 | < 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | 回答欄(各府省) | 所管部署・ 担当者連絡先 |
| 18 | B 地方に対す 医纤 る規制緩和 | 療·福祉 「教育事整備」 整備。」 改改善 | 業費補 金の運用の の | :」において、医療的ケアのため 看護師配置のための経費の | たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒(医療的ケア児)が 在背する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保 護者の負担経済を図っており、文料もの「参育支援体制整備事業要積納金 た活用している(補助率3分の1)。 本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施 対象は「公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期日程を除く、)、義務教 対象は「公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期日程を除く、)、義務教 育学校及び特別支援学校、又は本要欄で定める学校法人」であり、幼稚園 は対象となっていない(公立保育所については、厚労省の保育対策総合支援 事業補助金の医療的ケア保存支援モデル事業。」により補助を参加 万円の補助がある(補助率2分の1))。 医療的ケア児が料電間に高り着き、現行は保護者が対応する必要があるた の、就学前からの集団教育を受ける機会の妨げとなっている。大分市におい でも、早期の少人体制の構築が必要である。 (大分市の状況) 大分市において、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年 年次の年度はおいて、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年 年次の年度はおいて、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年 年次の年度はおいて、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年 年次の年度はおいて、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年 年次の年度はおいて、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年 をアンケート調査とおり、実際の受入相談とある。 平成の年度はおかまが最近にこと名の医療的ケア児を受け入れているが、対 なは保護者および本人が行っている。 | ア児に対する切れ目のない支援が可能となる。 就学前の医療的ケア児の受入体制が進み、幼児教育の充実が図 られる。 | 教育支援体制整備事業費補助金交付要網 | 文部科学省 | 大市 在 日本 市 化 市 化 市 化 市 化 市 化 市 化 市 化 市 化 市 化 市 | | 県、京都市、南 あわじ市、鳥取 | ○当市においては市立幼稚園にて1名の医療的ケア児を受け入れている。保護者の希望があり、保護者同样での適園となっているが、 保護者が同伴不可な緊急の場合も含め、幼稚園への対象拡大は必要と考える。 ○場においても市司等教育委員会から着護師屋立のため開始を対象が幼稚園も対象となるよう要望があがっているため。 ○厚労者が実施する保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業は保育所、認定ごせる園、特定地域型保育 事業所を対象を切見まで施まずることは必要では極態を含むしているが構態と含めよう見重す必要性があると考える。 ○就学前について、今まで公立幼稚園に医療的ケアの対象となる事例はない。今後対象となるケースになると予算的な裏付けがない。 (お他の吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生後(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保険、保護者の負担経滅を図っており、次部科学会の有助す支援体制を健事業業積補助金と活用している代制事業分の11。 本権助金の方法医療的ケアのための希護師配置のための経費における実施対象は「公立の小学校、中学校、中学校、中学教育学校は同日程 を除く)、義務教育学校及び研究は学校、大は大きの大きが大きが大きが大きが大きが大きが、外種側に 過予医療的ケアルに対して、着健師を配置しようよう場合、小学教育の公司に対象となっていない。そのため、外種園に 過予医療的ケアルに対して、程序を配置しようよう場合、小学教育の公司という形で心の制度構動金を目落でいない。そのため、外種園に 過予医療的ケアルに対して、経験を配置しようよう場合、小学教育からの巡回しい方形で心の制度構動金を目前であり、外種園に 過予医療的ケアルに対して、経療的ケアを必要とする幼児が、安心して関生活を送ることが守るだけでなく、保護者の負担軽減にもつながることから、幼稚園に配置する者護師にかかる経費も補助金の実施対象となることが望ましい。 | | |
| 22 | B 地方に対す 医系态規制緩和 | | る加算項 に 略化 が | | 難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。 | 保育現場や市町における負担が軽減され、ひいては保育の質の向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。 | 子ども・子育て支援法、特定政府(保育、特別利用保育、特別利用保育、特別利用保育、特別利用保育、特別利用保育、研究、研究、研究、研究、研究、研究、研究、研究、研究、研究、研究、研究、研究、 | 内閣府、文部和 明学省、厚生労働 社 | 事会 | 九州地方知事会共同打案 (事務局:大分県) | 市、豊田市、大 阪市、南あわじ 市、島根県、山 陽小野田市、徳 | ○統付費については、加算項目も多く、要件が複雑であるため、適用の判断基準については苦慮しており、判断基準の明確化・簡素化は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積着ができなくなると記載のとおり、所長がいる施設も業務の施設も基本単価となると、取得のませかなくなってしまうことも懸念される。また、基本分単価に入れることで配置がない場合に減算となったり(所養設置加算等)。基本分単価が関係して他の機力を関係している。大学、基本の対象に対して、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、 | | |
| 24 | B 地方に対す 教1 名規制緩和 | 整備費 担事業 | 国庫負 立業を備」の 3:5 の限度 ほん | 学校施設整備費国庫負担事 において、現行制度上、「最大 年先の学級数を限度」とする補 「条件(いわゆる「前向き整備」 でいて、児童数が急増してい | 学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図る趣旨から公立学校施 設の整備費用については、国が一部を負担しており、「義務教育論学校等の 施設費の国庫負担等に関する法律「等によって交付条件等が定められてい。 も、 本市においては、市内中心部(都心部)において、大規模集合住宅(タワーマンシュン等)の開発が続いている。こうした住宅開発に伴って、当該地域では 児室生徒が急増しており、小中学校において数主導が不足する事態が発生 し、役合指験の児童急増対変に膨しては、限られた学校用地のかで、児童生徒の 教育環境を考慮のうえで対策を調とる必要がある。校合階製についても、可 都を探り運動場面積を確保するとともに、児童生徒数の増加が見込まれてい る場合は、例本を見据えた数を提供で始を整備する必要がある。 しかし、現行制度では、は最大3年先の学数数(所謂前向登養所)でた。 が補助 別に、現行制度では、最大3年先の学数数(所謂前向登養所)でた、が補助 算に投き相撲が繰り返され、ただできえ学校用地が狭い都心部において、ます すず運動場が映設となるとか、工事が連続して続くことなど、児童生徒の教 育環境への悪影響が懸念される。 | 「前向き整備」の算定日の限度が3年から6年程度に緩和されることにより、増加の実態応じた校舎整備計画等の対応が可能とない、継ぎ接ぎの校舎増築による運動場の狭隘化や工事が連続することによる児童生体への教育環境の影響等を緩和することが可ることによる児童生体への教育環境の影響等を緩和することが可 | 施設費の国庫負担等に 関する法律」第5条1 項、同義務例第5条、同 | 文部科学省 | 大阪市 | 前向き整備3年の課題 イメージを添付 | 市、新潟市、豊 橋市、京都府、 亀岡市、岡山 県、山陽小野田 | ○当都道府県においても、特別支援学校建設にあたり、児童生徒数増加の観練が見込まれる場合が多々ある。 ○当市の小学校・校で平成33年度から4年間、毎年1物金ずつ不足することが予測されることから「最大3年先の学級数を限度」とする補助条件について、年数の延長が望ましい。 ○当市においても国産登車事まに呼うを地分線の販売により児童生徒の増加が観練的に増えることが見込まれる学校があるため、提案のとおり前向き整備の算定日の緩和により、増加の実施に応じた役舎整備計画等の対応が可能となる。 ○当市においても異体的な支援事例に関係に、市内各地で土地の国産登事業が事業実施されており、各小学校で児童数の増加が見込まれる。制度改正により今後、各校の児童推加値に応じた校舎整備計画が可能になるとともに、より明確な実施に応じた計画・整備が可能になるとともに、より明確な実施に応じた計画・整備が可能になるとともに、より明確な実施に応じた計画・整備が可能になるととしま、より明確な実施に応じた計画・整備が可能になる。 ○県内一部の市町村においては、今後も児童生後数の増加が見込まれており、前向を整備による新増発を行っているが、短期間での増製による研究を発情するため、新増築に当たって4年先以降の児童生徒の増加を見込み、単独事業として校舎を整備しているところであり、財政負担が大きい。 ○場内一部の市町村においては、大規模集合住宅(タワーマンシコン等)の開発に伴い、新設校の整備を予定しており、開校後の3年以降、更に生徒数、掲載が大幅に増加していてとから、大阪市の事例に同様の支障が生じる。 ②当市においていてより児童生後が増入続けているとの表の指針では、増築事業の実施予金年度から3年以内では増加傾向が終わらず、数年にとに増築事業の実施が必要となる。 ○宅地開発や回転登載とり原金を表しり強い発表しまり、そのような中、投き増発を行っても、整備をすぐに変達不足に陥落可能性が強いことや、長期的な視野を持たず整備することで、学校を作の配置計画、空きネペースの関係上、追加整備が困難となる場合や、数地の高度利用ができず、運動場の利活用など、運営等に支障をきたす場合も少なくない。 | | |

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| | (関係的省) | -のいる了身 | [編成過程での検討を求める] | 泛 条) | | | | | | く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | |
|-----------------|------------|------------------------------|--|--|--|--|-----------------|--------------------------|------------------|---|----------|-----------------|
| 管理 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管 ・関係府省 | 団体名 その ⁽ (特記事 | 他 事項) | 大造加共向提案団体及び当該団体等から小された文庫事例(主なもの)/ク 団体名 支障事例 | 回答欄(各府省) | 所管部署• 担当者連絡先 |
| 35 日 地方に対る規制緩和 | | ワークシステム でのDV等被害 者の情報共有 | 者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。 はいまりである。 はいまりではいる。 はいまりではいるではいる。 はいまりではいるにはいる。 はいまりではいるにはいる。 はいまりではいるにはいる。 はいまりではいるにはいる。 はいまりではいるにはいるにはいる。 はいまりではいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるに | バー制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステ語治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(マタル)が設けられている。 組みを使って、DV等の加害者が、元同世帯だった被害者の避難先の活地握できるおそれがある。 等の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報ので、住所情報を秘匿する対応を求めている。(不開示コード、不開ラグ、自動応答不可フラグの設定) では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内、マイナンバーの秘匿対応を実施している。(市町村間での情報共れていない)の道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等いら窓口で申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わない合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐 | 象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」と連携させる忍情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る | 支援措置 (1)住民基本台帳法第11 条、第11条の2、第12 | 庁、総務省、厚 生労働省 | | 男 里 语 田 | 服容前、神奈川 のい夜事者の申出作数は年々増加しており、各県市区町村間のや以上りを文書による手作業でおこだっているため煩雑な業務とつて いる。住民票を異動しても被害者からの申出がない場合、異動先の市区町村に情報が届かず、秘匿場がかできず被害者を危険にさらして、いる。住民票を異動しても被害者を危険にさらして、こだまうナースが発生する名れらある。 の | | |
| 80 B 地方に対る規制緩和 | 医療・福祉 | における補助区 | 一時預かり事業について補助区 分を細分化する等より受入実態 に即した制度とすること。 | 利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情 | 事業者による受け入れの促進及び安定的な経営が確保できる。 | 子ども・子育て支援法、 児童福祉法、子ども・子 育て支援交付金交付要 綱 | 内閣府、厚生労働省 | 长子市 | 和 市耳 | 秋田県、川崎 「・ 豊橋市、島 の年間延べ利用人数が一桁である。年間延べ利用児童数に基づ(区分の細分化をし、実情に合わせた基準とすることで、施設しおける 取県 の中間延べ利用人数が一桁である。年間延べ利用児童数に基づ(区分の細分化をし、実情に合わせた基準とすることで、施設しおける 体制や地域のニーズを把握することができる。 一時預かり乗型は保育工を確保しておかなければならず、補助基準額の区分に応じた額だけでは、雇用を継続できないため、市の 一般財源をあて、一定額の補助を行い運営がなされている。基本額に、利用者数に応じた加算額を合計する仕組みに変更し、保育士の 人体書相当態となるようにおいば、一時預かり事施を認め関連加及い子育で実種の充実につながる。 〇補助基準額の区分が適正に見直されることで、受入れの促進及び事業の安定的な運営が図られる。 〇利用児童数に基づ(補助基準額の区分の幅が大きしため、利用児童数が少ない場合の補助基準額が過大に見えるが、一時預かり事 業実施のための靱質の文件甚を勘索した場合にやむをえない。はあると考えている。しかしなが、補助基準額の区分をより細分化する ことで、一時預かり事業を実施する施設においても、補助基準額の増額が望めるため、受入れを促進させる効果があると考える。 | | |
| 224 B 地方に対る規制緩和 | 医療・福祉 | 等に係る加算項 目の簡略化 | に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組入れる。 【具体型村でが確認を表示して、全国推開を基本単価に組入を表示を基本単価に組入を表示してが、を表示してが、を表示して、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | り、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。 「 | 保育現場や市町における負担が軽減され、ひいては保育の質の 句上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができなくなる 可能性がある。 | 子ども・子育・保育、特別用のでは、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別 | 学省、厚生労働 事省 | 九州地方知事 案 (事務局:大分 | 7 分果) | 秋田県、川崎 市、豊田市、大 は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積算ができなくなると記載のとおり、所長がいる施設も表落の施設も基本単価となると、 販市、南田市、大 は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積算ができなくなると記載のとおり、所長がいる施設も表落準価となると、 販市、あ根果、山 陽小野田市、徳 島市、練早市 の加算項目については、条件や計算方法が複雑で誤りも多く、当市でも行政、事業者ともに大きな負担となっているため、簡素化を求める。 ○当市でも同様に施設型給付費及び地域型保育給付費の算定について、事務が複雑であるため負担を感じている。 ○強設型給付費等に関して、市や県だけで判断できないケースが多く、当市においても質疑を内閣府へ問合せを行う場合が多くなっている。 ○保育現場や自治体における負担が軽減されると想定されるが、職員配置の状況等により加算の適用状況に変動が生じるものもあることから、加算の整理については慎重な対応が必要と考える。 ○施設型給付費及び地理型保育給付費でついて、施設の運営に大きな影響を及ぼすものであり、正確な加算の算定が求められるが、制度が複雑かつ難解であり、加算項目も多く、単価もかなり複雑となっている。加算を算定するにあたり必要な作業が毎月生じることから、行政・業者ともに本務量が増入している。加算項目を整理し、随便で貸出庁法を求める。 ○当市においても、認可園の増加に伴い加算項目を整理し、随便で貸出庁法を求める。 ○当市においても、認可園の増加に伴い加算項目等に対する事業者からの問い合わせが増加しており、その対応に時間を要している状況である。また、確認監査等で加算申請の誤りが発覚した場合の返還業務についても複数の事業者で発生している。そのため、加算項目の問略化及び整理については必要であると考える。一方、所長設置加算等を基本か単価に組み込んだ際に、その事業を実施できない事業者があった場合には滅算措置等を設けなければ公平性に欠けてしまうと思われる。滅算項目の設置に繋がるのであれば、当該制度改正の必要性は低いと考える。 | | |

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| J. | 是生労働省 | (関係肘省 | における予算 | 算編成過程での検討を | 求める提案) | | | | | | | | | |
|----|---------------------|---------|-------------------|--|---|---|---|------------------------------|--|--------|--|--|----------|--------|
| | 管理 | 是案区分 | | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 | 根拠法令等 | 制度の所管 | 団体名 | その他 | <追加共同提案団体及び当該団体 | 等から示された支障事例(主なもの)> | 回答欄(各府省) | 所管部署• |
| į | 区分 | 分野 | (事項名) | 水のる相直の共体的内容 | 共体的な文牌事例 | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 低拠広节等 | ・関係府省 | 四114141 | (特記事項) | | 支障事例 | 四合懶(合內有) | 担当者連絡先 |
| 2 | B 地方に る規制緩和 | 対す医療・福祉 | 「賃借料加算」の地域区分の適正化 | の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。 | 賃貸物件を活用し保育所等を整備した場合、公定価格に「賃借料加算」(a区分~d区分)がある。しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確でない。例えば本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏の平均の1.9倍であるが、加算区分はb区分となっている。都心部では、賃貸物件を活用した保育所等の整備が極めて有効であるが、賃借料加算が実態と合っていないことが、市内中心区における保育所等の整備が進まない要因の1つとなっている。また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態で、仮に整備がなされたとしても、結果的にその施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人件費を減額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物借料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を移助する「都市部における保育所等への賃借料支援事業」があり、本市でも令和2年度から実施すべく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超えない施設との間に不平等が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる差額の補てんが確約されるものではない。事業運営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公定価格で措置されるべきである。 | の処遇改善にもつながる。また、都心部での賃貸物件を活用した保育所整備が促進される。 | 「特定教育・保育、特別 育、特別保育、特別 育、特別 特定地域型型 特定 特別 特定 特別 特定 特別 特定 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の | : 働省 & | 大府大市神山県、市、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、 | | ○地域区分ごとに加算額が定められているが、実勢価格と ○当市は、賃借料加算の加算区分がa地域ではあるが、賃 を進めるにあたり、独自に建物賃借料の補助を行わざるを 策総合支援事業費補助金」の「都市部における保育所等へ | 賃借料加算が実態とかい離しており、待機児童の多い地域では、保育所の設置 を得ない状況があるが、財政的負担が非常に大きくなっている。また、「保育対 への賃借料支援事業」は、賃借料が賃借料加算の3倍を超えることが補助の要 変動するなど、補助が確約されるものではないため、安定性、継続性の観点か | | |
| 2 | 34 B 規制 地方緩 お | | 上げ支援事業 に係る補助要件 | 係る①雇用年数の要件の撤廃、 ②待機児童数、有効求人倍率に よる支給期間の短縮規定の撤廃 等について。 | 当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、財対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなべ、短縮規定の徹廃を望む。また、補助期間は最長で10年となっているため、入職した保育士が10年目じ降に他の施設へ転職してしまうど中堅職員の継職が促されてしまう。以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。 | ・期間の統一により、施設内及び施設間の公平性の担保 | (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国) | 厚生労働省 | 東大阪市 | | 内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取れり、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に50人を下れるを望む。 〇当市の待機児童数は、平成31年4月1日時点で50人を下れた保育士を対象とすることができたが、今後経過置が終意される。 〇当市の待機児童数は、平成31年4月1日時点で50人を下れた保育士を対象とすることができたが、今後経過置が終急される。 〇当市の保育士の市外流出が懸念される。 〇当市の保育士の市外流出が懸念される。 〇公年育士の市外流出を職員のが懸念している。また、最長10公でできまない、施設が懸念している。そのため、補助期間の5年を以内の名間の10年を対象の基準となって6年の大き、中区で10年のを記したいる。そのため、制度になり、5年以内の者」としている。そのため、制度になりからないたのに、有力が出たのにありからないたの保護である。 〇保育力がいか全国の撤廃を望む。 〇当市においては、今のところ求人倍率が全国の場ででは、有対では対象を担ている。 の当市においては、今のところ求人倍率が全国をとしているというたのに、有力ではの表ででは、有力ではないたの保証であるにより、5年以内内がより、1年をは、1年をは、1年をは、1年をは、1年をは、1年をは、1年をは、1年をは | ているため採用された日から10年以内の保育士が補助対象となっているが、不安定な制度設計となっていると感じている。前年度は10年までの保育士が対補助対象となってしまう場合は、前年まで対象だった人が急遽対象から外れていまた、当市では独自に国基準を上回る(例えば、11年目以上の保育士)ケーは自までなのか、5年目までなのかという部分が前年度の1月時点の有効求人どちらの基準に合わせるべきかはっきりさせることができない。以上のことかよる支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。 いした待機児童ZEROプランを推進している。その中の1事業である宿舎借上の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」実施するうえで保育士の居住環境が不安定となることから、経過措置としてのが育たないという課題があることから、保育士の定着を図るため、補助対象期は待機児童数、有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいまは特別できるよのをではないかとの指摘を事業者よりたの観点から雇用年数要件の撤廃が必要であると考える。なることが中堅保育士の離職を促しているのではないかとの指摘を事業者よりたの観点から雇用年数要件の撤廃が必要であると考える。から「5年以内」となった一方、平成30年度及び令和元年度については、待機児できるようになったところである。しかしながら、当市においては待機児童数や有らることは例え経過措置が講じられていたとしても、不安定な制度となってしまう | | |

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| | | | | 「水のの従来) | | | | | | ノウ加サロ担安国はなびと共中に大陸市内(されもの)) | |
|------|----------|---------------|---|---|---|-------|----------------|------|---------------|--|-----------------|
| 管理番号 | 提案区分 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管 ・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | 所管部署· 担当者連絡先 |
| 285 | 日 地方に対する | 職業訓練促進 | 要な資格取得を目的として養成 用機関において修業する場合に支 給する「母子家庭高等職業訓練 促進給付金」について、地域の | 母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に必要な看護師等の資格を取得しようとする時は、修業と生活の両立を支援するため、母子(父子)家庭高等 度 准着護師養成機関が了後に引き続き者護師の資格を取得ってみては、通算年年間の修業が必要であり、期間を報理できていない。 修業と生活の面立を支援するための給付金をあるにも関わらず、看護師養成機関の修丁までの1年間は無要などなってしまうため、准者護師養成機関を了までがある。 生者護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関修業する場合には、通算4年間の給付金を支給することとし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。 | ことは重要である。就労のために必要な資格取得について、適切 に支援を行うことで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就労に 資するとともに、看護師の不足解消にも繋がる。 | | | 東大阪市 | | の日本の主義 「中央の主義の企業の企業の関係である。」 「中央の主義の企業の企業の企業のである。」 「中央の主義の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の企業の | |

経済産業省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| _ | | | | 开幅/处型性 (47)人们(| | | | | | | · | | |
|----|----------|--------|--|---|---|-----------------------------|------------------------------------|-------|--|--------|--|----------|--------|
| 曾 | ₫ | 提案区分 | 提案事項 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 | 根拠法令等 | 制度の所管 | 団体名 | その他 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | 回答欄(各府省) | 所管部署• |
| 霍 | 三 | | (事項名) | | | (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | | ·関係府省 | | (特記事項) | 団体名 支障事例 | 四合懶(台所有) | 担当者連絡先 |
| īī | B 地方る規制額 | 三对す 産業 | 振興 伝脫飾等事 活成 成別 所成 所成 が を の で の で の の の の の の の の の の の の の | いて、客観的に仮設施設としての役割を終えたことを理由とす | ○ 独立予設法人中小企業基礎整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設施 設は、東日本大震災法度で始災した事業者が仮設後目するために計畫された るたものであり、非常に有意な事業である。 もたのであり、非常に有意な事業である。 当該政策施設を市町村が競技事に、場合はは中小機構から助政を受けることができる。また今般、令和2年度末まで助政制師が延長された。 本助成事業は、警観的に仮数施設しての利用の意思及び「土地所有者等の意思等」と表現を受けているため、一方、県内に成功業更付して、仮設施設の機械用の意思及び「土地所有者等の意思等により、保護、企業の企業を受け、企業の企業を受け、企業の企業を受け、企業の企業を受け、企業の企業の主義がよるないで、例えば、多くの仮設性を介増まされたことにより順店等に使用していた仮施施設が空になる等、その後の活用方法が見込めない、仮験施設しており、県内市町村からは、まちづくりの報点から仮設施設の撤去助成を望む声が多くある。 | | 仮設施設有別法用等率 業に係る助企会付規 程第4条第4項 | | 岩手県、盛市、市、宮古市市、宮古市市、宮古市市、陸南市市、陸前高田市、洋野町、東戸町、東町町、東町町、秋田県 | | 福島県、川崎市 〇当市では助成要件に該当する事業を行っていないが、被災地域の実情に応じたまちづくりの推進につながることから、共同提案を行う もの。 〇本県においても、中小企業基盤整備機材が設置し、市町村に譲渡された仮設店舗があり、今後、事業者が本設再開した場合等におい て、仮設店舗の搬去費用の確保が課題となることが考えられる。岩手県と同様に、要件の緩和を求めたい。(相馬市:原子力災害被災地 域以外) ※原子力災害による避難区域市町村の被災事業者が入居する仮設施設の場合は、要件にかかわらず撤去費用が助成対象となる。 | | |

国土交诵省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| 管理 | 提案区分 | | | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管 ・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | | 所管部署• |
|-----|------------------|---------------------------|---|--|--|---|----------------|--------------|---------------|--|--|----------|--------|
| 番号 | | 提案事項 (事項名) 野 | 求める措置の具体的内容 | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | 回答欄(各府省) | 担当者連絡先 |
| 200 | B 地方に対する規制緩和 土木・ | 事業(一般災 害)の指定要件 の見直し | 500戸以上」となっている災害公 件は、公 営住宅整備事業(一般災害)の 指定要件の一部を、「滅失した戸 数が被災地全域でおおむね500 戸以上」とし、柔軟な適用を可能 は指定要とする。 被災したが難しく、できない。 被災地の | 医然現象の被害による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が「①被災地全戸以上」とは「②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域以上」となっているが、胆振東部地震による北海道(被災地全域)の480戸」であるため、本事業の対象外となっている(なお、厚真町だけ要件②によって本事業の対象となっている。)。多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備事態が、更なる人口流出を招いている。 ②減失戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸ぼ用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求める。 | 二一ズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた 取組を後押しすることができる。 | 公営住宅法8条1項1号 | 国土交通省 | 厚真町、安平町、むかわ町 | | 須賀川市、川崎市 | 律に定めず、それぞれの実情に合わせて判断し、柔軟に運用すべき。 | | |
| 201 | 日 地方に対する規制緩和 土木・ | の入居者資格 要件の規制緩 和 | 整備事業で建設する災害公営住れている 宅の「入居者資格要件」につい て、公営住宅法23条の規定によ被災した り一定の所得以下の者が対象と なっているが、災害により住居がの公的住滅失した者を対象として、過去のとなってい | 多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建、公的住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存 主宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難 いる。 ばでは、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更 | ニーズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた 取組を後押しすることができる。 なお、現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理を解消することができる(現行制度は、激甚災害に指定されていれば、収入要件は問われない。)。 | 公営住宅法施行令6条 (大規模災害の場合、被 災市街地復興特別措置 | 国土交通省 | 厚真町、安平町、むかわ町 | | 須賀川市、川崎市、熊本市の現代制度は、震災規模の関係では、震災規模の関係である。 | った被災者に対して、収入要件によって自主再建ができない人のために、規制を緩和すべき。 の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理を解消することができる。 | | |

環境省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| 管理 | 提案区 | 分 | - 提案事項 | | 容 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管 ・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | 回答欄(各府省) | 所管部署• 担当者連絡先 |
|----|--------|-------|------------------------------|--|--|--|-------|----------------|--|---------------|---|--|----------|-----------------|
| 番号 | 区分 | 分野 | (事項名) | 求める措置の具体的内容 | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | | |
| | 也方に対する | 環境・衛生 | 成推進交付金 (廃止ごみ焼却 施設解体)の補 | みを行う場合、交付対象となっていない。 ごみ焼却施設が、更新前と異なる用地での建設となった場合、高額な解体費用が支障となって未解体となり、住民不安の一因となる外、解体跡地の有効な利活用も困難となる。ついては、ごみ焼却施設の解体跡地の災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした解体費を、交付対象に追加していただきたい。 | はの解体は、ダイオキシン類対策等が必要であり、高額な費用 の大きな負担である。 成30年度の新たなごみ施設の運用開始に伴い、未解体施設が 。また、設置後15年以上経過した施設が7施設あり、将来的な 曽加の懸念がある。 は、老朽化による崩壊危険等により、周辺住民の不安を増大さ 辺以外にも不安を与えるため、早急に解消する必要がある。ま も困難となる。 ジ成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)では、廃止施設の解 廃棄物処理施設を新設又は増設する場合のみ交付対象に含 きる。 | 【災害廃棄物処理計画策定の推進】 災害対策基本法等に基づき、市町村にも災害廃棄物処理計画の 策定が求められており、平成30年8月の本県最上地方での豪雨 災害(激甚災害指定)の発生により、策定の必要性の認識が高 まっている。 計画策定に当たっては、災害廃棄物の仮置き場候補地の選定が 課題となっている。(総務省東北管区行政評価局「災害廃棄物処 理対策に関する行政評価・監視結果報告書(平成30年12月))。 例えば学校のグランドなどは、避難所として活用されるため、安 | | | 山市新市東町最村川町、住、根、上、西京、西町島市天市西町高町庄県、岡、童、川、畠、内山市村市河町大町三町山市村市河町大町三町、山、北、蔵、川、山、北、蔵、川 | | 県手鶴県浜市越多市日市津大県雲、、県岡、市、市治、井、市阪、市下宮、玉茅潟石市橋、原京、子徳市城群県ケ市川、市小市都兵市島、県馬、崎、県浜、牧、府庫、県、場、県、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | ○当市では、新租大ごみ処理施設を建設し、稼働後は、現在使用している粗大ごみ処理施設を解体する必要があるが、廃棄物処理施設の新設又は増設を伴わない単独解体については交付対象外となってしまうため、厳しい財政状況の中では、工事の延期が懸念される。既に、稼動から約40年が終ち、老朽化による前壊危機等の恐れがあり、予定どおり解体工事に着手することが望まれるため、補助対象の拡大を検討していただきたい、なお、施設の解体跡地については、災害廃棄物の仮置き場としての利活用を検討している。 ○災害廃棄物の仮置き場としての利活用を検討している。 ○災害廃棄物の仮置き場として対応することができる。 ○現在、施設の建替えを検討中であるが、建替え期間中も安定したごみ処理を行うためには、既存施設を稼動させながら、新施設建設に着手する必要がある。この場合、新施設整備と旧施設解体を一体的に行うことは不可能であり、現行の循環型社会形成推進を付金の交付対象とならないため、組合を構成する各自治体の財政負担は大きい。したがって、提案内容にもあるとおり、近年、返租各地で頻発する自然災害に備えるためにも、災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を交付対象に加える等、交付要件の緩和が望まれる。 ○現在、当市と近隣市でごみ処理広域化施設の建設に向け事業を進めているところであり、新施設稼働後の現行施設の解体に伴う跡地利用を検討する必要がある。廃棄物処理施設の新設・増設以外の対象が増えることにより、検討の幅が広がると考えられる。また、災害廃棄物の仮置場については、現行の災害廃棄物処理計画において候補地を選定しているが、災害廃棄物発生量に対して不足している状況である。 ○当市においても、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるなか、災害廃棄物仮置場の確保は喫緊の課題となっていることから、仮置場への利活用を前提とした施設解体費用に対する財政支援の拡充は必要だと考える。 | | |